

障害年金の概要と支給要件の実例

お気軽にご相談ください。

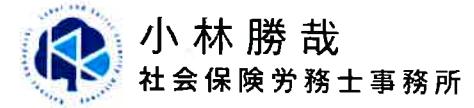
2024年2月20日

小林勝哉社会保険労務士事務所

&市ヶ谷障害年金相談室

特定社会保険労務士 小林勝哉

目次



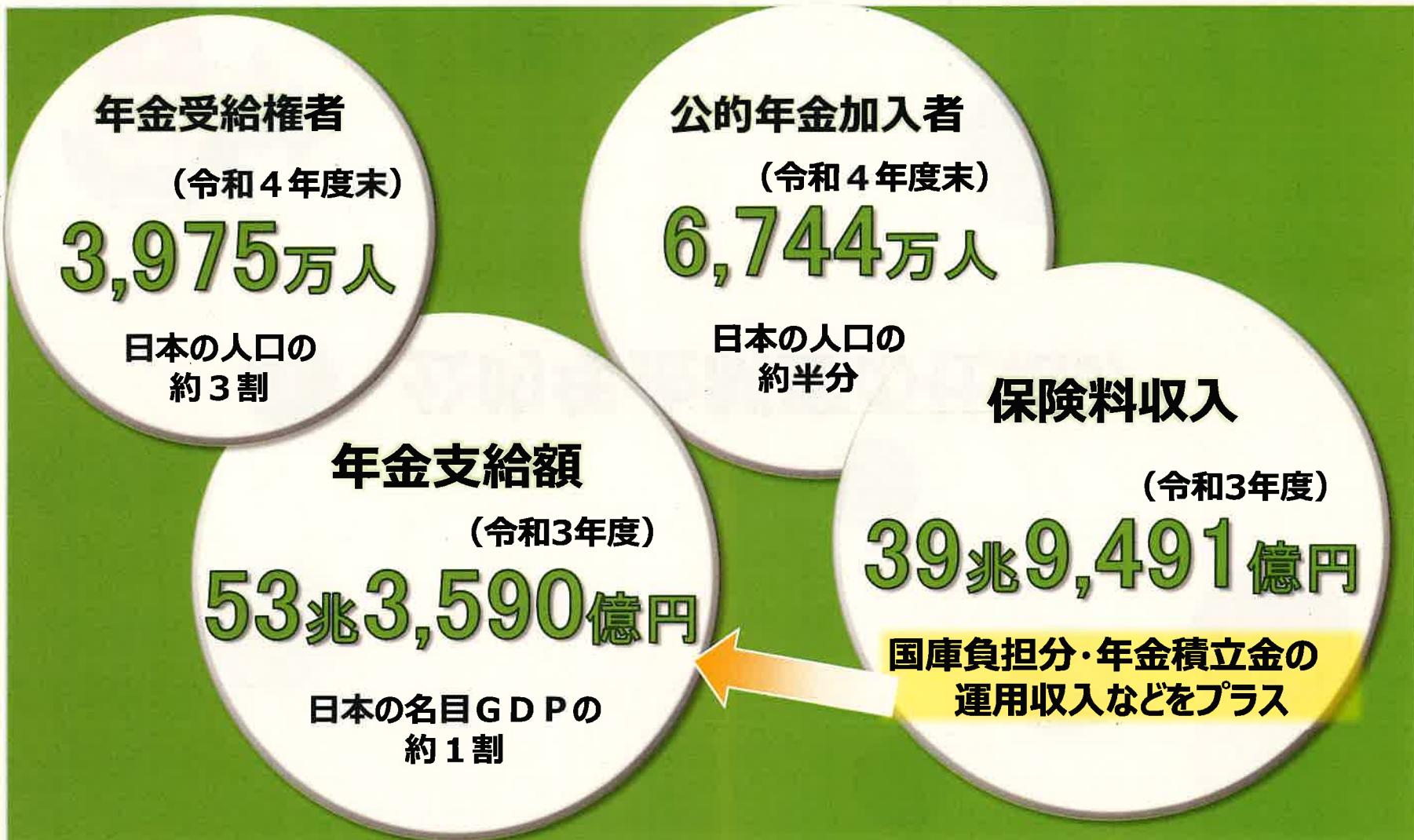
1. 公的年金制度の仕組み P 3
2. 障害年金の概要 P 7
3. 障害年金の3つの受給要件 P 14
4. 障害年金の請求 P 34
5. よくあるご相談事例 P 39

I

公的年金制度の仕組み



公的年金の規模



公的年金は「世代と世代の支え合い」（世代間扶養）



老齢年金



障害年金

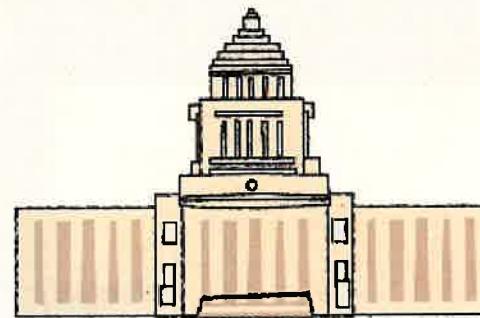


遺族年金



現役世代 約6,744万人（保険料）(※)

(※)令和4年度末厚生年金保険・国民年金事業年報



国(税金)

基礎年金の
1/2は国庫

公的年金は2階建て構造



II

障害年金の概要



障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事が制限されたようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「**障害基礎年金**」「**障害厚生年金**」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師の診療を受けたときに国民年金に入っていた場合は「**障害基礎年金**」、厚生年金に入っていた場合は「**障害厚生年金**」が請求できます。

また、20歳前や60～65歳の年金未加入期間の病気やけがを原因とする障害の場合は「**障害基礎年金**」が請求できます。

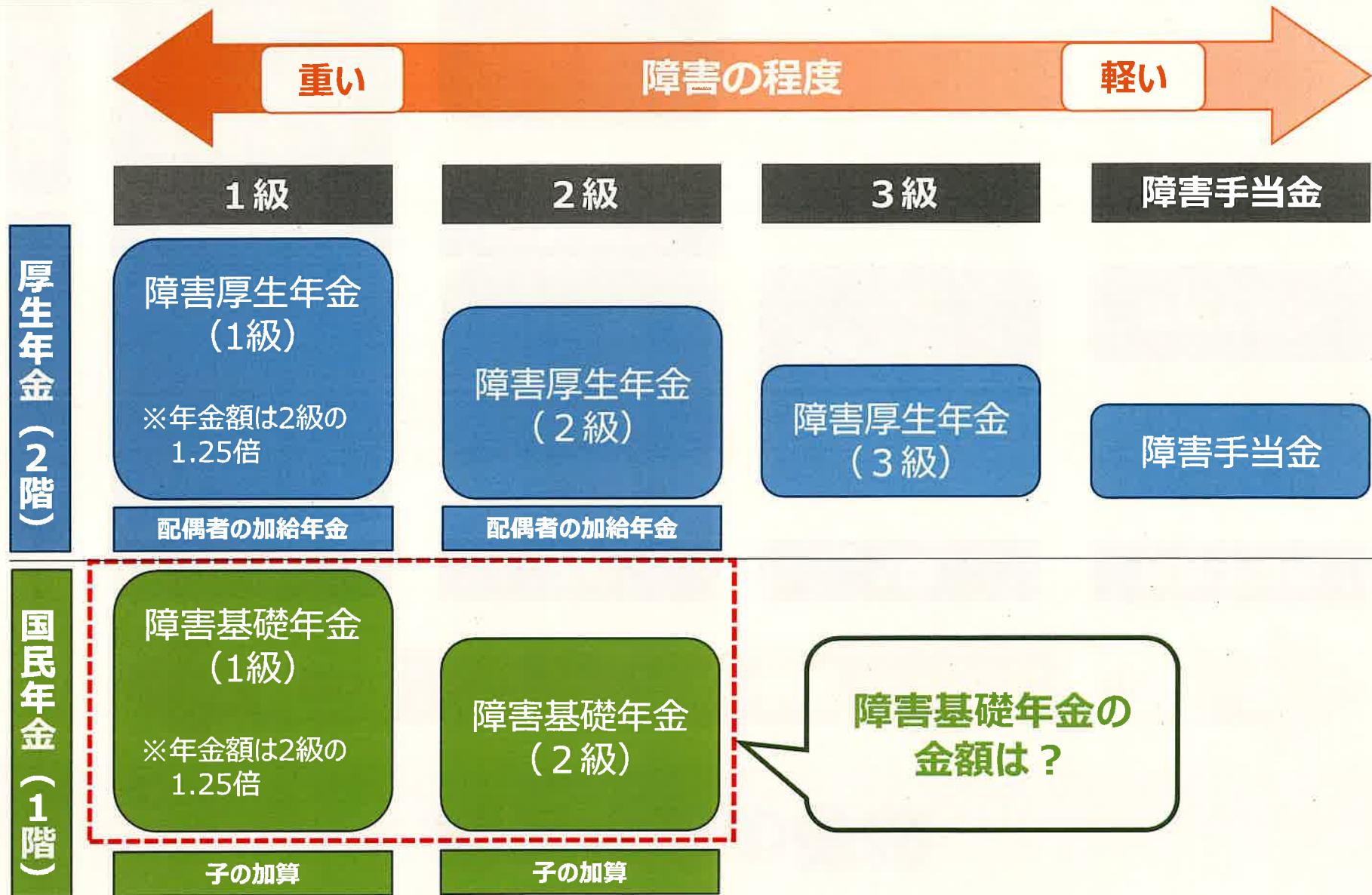
主な障害年金の対象となる病気やけが

- 精神障害…統合失調症、うつ病、認知障害、てんかん、知的障害、発達障害など
- 外部障害…眼、聴覚、肢体（手足など）の障害など
- 内部疾患…呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患、糖尿病、がんなど

障害年金の等級



障害年金の等級



障害基礎年金の額

障害の程度	年金額（年額）	加算
1級	993,750円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 990,750円)	+ 子の加算額
2級	795,000円 (昭和31年4月1日以前に生まれた方 792,600円)	+ 子の加算額

注 令和5年度 年金額

障害年金の金額は、障害の状態（等級）により異なります。

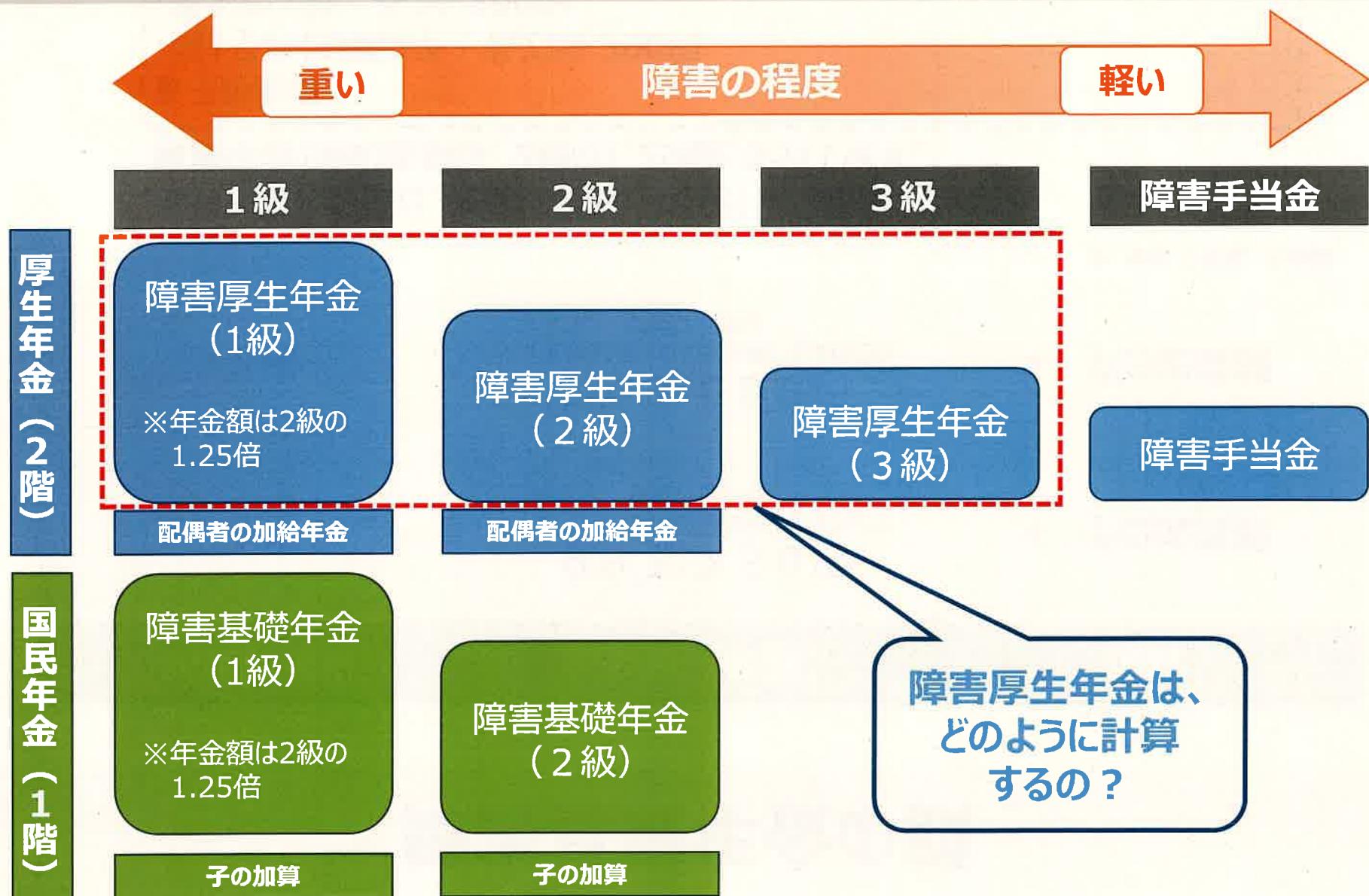
障害年金1級の金額は、2級の1.25倍となっています。

●子の加算

- ・第1子および第2子：各228,700円
- ・第3子以降：各76,200円

子の年齢は、18歳の誕生日を迎える年の年度末を経過していないこと、
または20歳未満で1級・2級の障害のあることが条件となります。

障害年金の等級



障害厚生年金の計算方法

報酬比例の年金額 = A + B

A : 平成15年3月以前の加入期間の金額

平均標準報酬月額^{※1} × $\frac{7.125}{1,000}$ × 平成15年3月までの加入期間の月数^{※3}

B : 平成15年4月以後の加入期間の金額

平均標準報酬額^{※2} × $\frac{5.481}{1,000}$ × 平成15年4月以後の加入期間の月数^{※3}

※1 平均標準報酬月額…平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬額…平成15年4月以後の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以後の加入期間で割って得た額です。

※3 加入期間の月数…**加入期間の合計が、300月（25年）未満の場合は、300月とみなして計算します。**また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

III

障害年金の3つの受給要件



- 1 初診日 初
- 2 障害の状態 障
- 3 保険料を納めているかどうか 保

初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、
初めて医師または歯科医師の診療を受けた日を
いいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、
一番最初に医師または歯科医師の診療を受けた日
が初診日となります。

(例外的な取扱い)

知的障害（先天性）…出生日

※ ただし、知的障害を伴わない発達障害は、初めて医師等の診療
を受けた日が初診日です。

相当因果関係

● 相当因果関係とは

前の疾病又は負傷がなかったならば、後の疾病が起らなかつたであろうと認められる場合に、前の疾病又は負傷との間に、相当因果関係があるといひます。通常、後の疾病に負傷は含まれません。障害の原因となつた傷病の前に、相当因果関係があると認められる傷病があるときは、**最初の傷病の初診日に遡ります。**

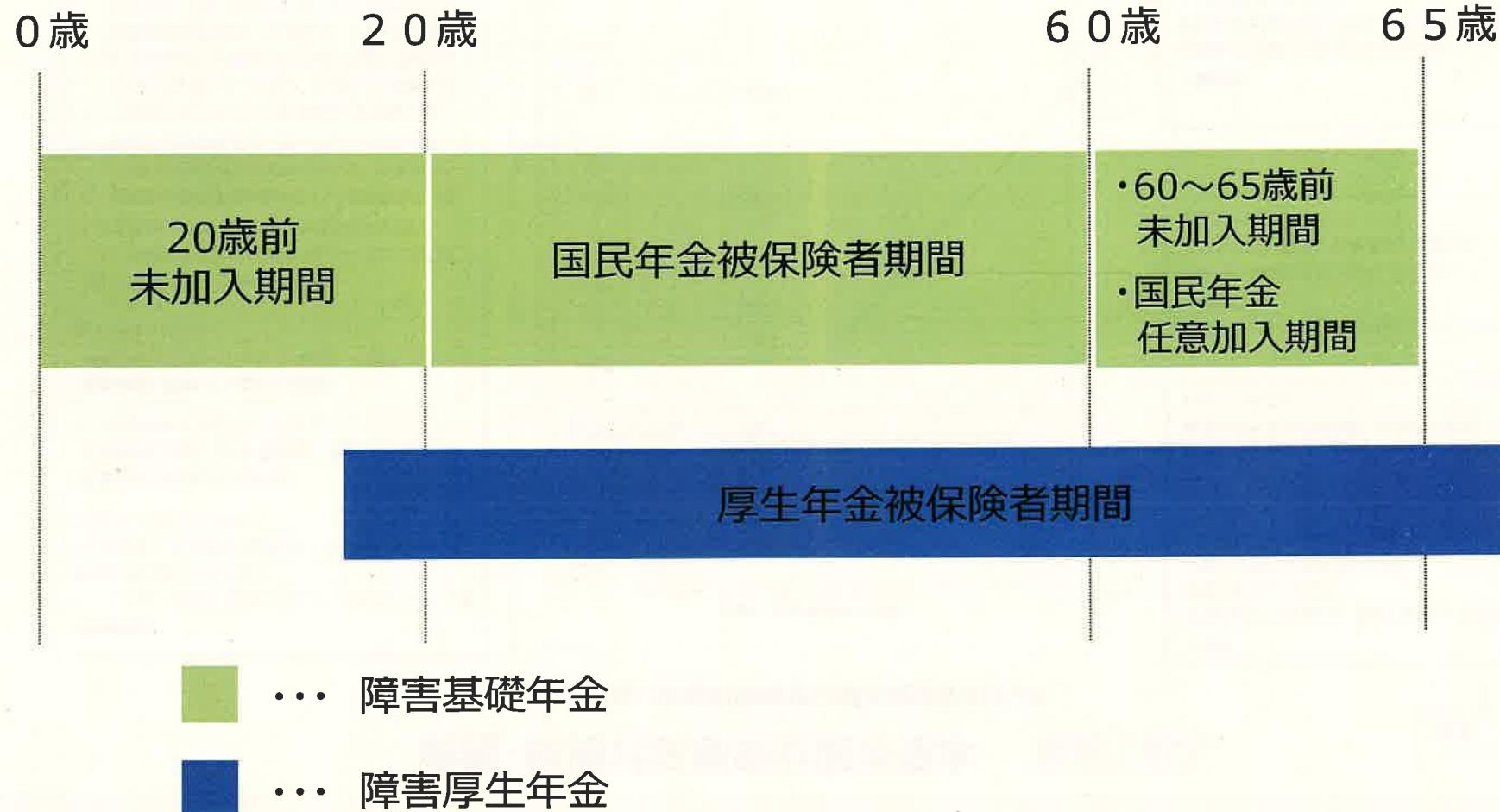
<相当因果関係ありとして取り扱われることが多いもの>

- ①糖尿病と糖尿病性網膜症又は糖尿病性腎症、糖尿病性壞疽（糖尿病性神経障害、糖尿病性動脈閉鎖症）
- ②糸球体腎炎（ネフローゼを含む）、多発性のう胞腎、慢性腎炎に罹患し、その後慢性腎不全を生じたもの
- ③肝炎と肝硬変
- ④結核の化学療法による副作用として聴力障害を生じた場合
- ⑤手術等による輸血により肝炎を併発した場合
- ⑥ステロイドの投薬による副作用で大腿骨頭無腐性壞死が生じたことが明らかな場合
- ⑦事故又は脳血管疾患による精神障害がある場合
- ⑧肺疾患に罹患し手術を行い、その後、呼吸不全を生じたもの
- ⑨転移性悪性新生物は、原発とされるものと組織上一致するか否か、転移であることを確認できたもの

<相当因果関係なしとして取り扱われることが多いもの>

- ①高血圧と脳出血又は脳梗塞
- ②糖尿病と脳出血又は脳梗塞
- ③近視と黄斑部変性、網膜剥離又は視神経萎縮

初診日に加入していた年金制度から支給されます



初診日の確認のために提出する書類（1）

病歴・就労状況等申立書の見本 自分で記入

表面

病歴・就労状況等申立書の提出にあたって

○病歴状況

「1～5」には、発病から順番に現在までの状況について、期間をあげずに記入してください。

1つの期間が、5年を超える場合は、その期間を3～5年ごとに区切って記入してください。

「医療機関に受診している期間」

医療機関に受診している場合は、「受診した」を○で囲んで、「医療機関名」を記入してください。

「医療機関に受診していなかった期間」

医療機関に受診していなかった場合は、「受診していない」を○で囲んでください。

【記入を簡素化できる場合があります】

20歳前に初診日がある方のうち、以下の①・②に該当する場合は、病歴状況の記入を簡素化できます。

① 生来性の知的障害の場合は、1つの欄の中に、特に大きな変化が生じた場合を中心に、出生時から現在までの状況をまとめて記入することが可能です。

② 2番目以降に受診した医療機関の証明書を用いて初診日証明を行った場合（別紙「20歳前に初診日がある方へ」参照）は、発病から証明書発行医療機関の受診日までの経過を、1つの欄の中にまとめて記入することが可能です。なお、証明書発行医療機関の受診日以降の経過は、通常どおり、受診医療機関等ごとに、各欄に記載を行ってください。

病歴・就労状況等申立書	
(請求する病気やけがが複数ある場合は、それぞれ用紙を分けて記入してください。)	
現状状況	傷病名
発病日	年　月　日
初診日	年　月　日
就労の状況	年　月　日
記入する前にご読みください	
<p>□ 他の機関に障害の原因となる病気やけがの既往を平月以上にわたり記入してください。</p> <p>□ 受診していない割合は、過去期間、年齢別、入院期間、加齢段階、医師から指示された事由、年次・受診中の状況、就労状況などを記入してください。</p> <p>□ 受診していない割合は、その児童・障害状況の他に、日常生活状況などについても適切に記入してください。</p> <p>□ 病歴欄などで障害の既往となる病気やけがについて記述されたことを記入してください。</p> <p>□ 同一の医療機関を長期にわたって受診している場合、該医療機関を受診していなかった場合は、最初から最後まで該医療機関は、その期間を3年から5年ごとに区切って記入してください。</p>	
1 医療機関名	この期間の状況
2 医療機関名	この期間の状況
3 医療機関名	この期間の状況
4 医療機関名	この期間の状況
5 医療機関名	この期間の状況
※裏面も記入してください。	

○枚数

複数枚記入した場合は、順番と記入した枚数を数字で記入してください。

(例) 全部で2枚作成した場合

1枚目 → No. 1 - 2枚中

2枚目 → No. 2 - 2枚中

○傷病名

障害年金を請求する傷病（診断書の傷病）を記入してください。

○初診日

初めて診療を受けた日を記入してください。

生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は出生日を記入してください。

○発病日

自覚症状が現れた日を記入してください。

自覚症状が現れる前に次のようなことがありましたら、その日を記入してください。

- ・先天性疾患の場合は、症状を自覚したときまたは検査で異常が発見された日
- ・生来性の知的障害（精神遅滞）の場合は出生日

初診日の確認のために提出する書類（1）

病歴・就労状況等申立書の見本 自分で記入

裏面

1.障害認定日頃の状況

障害認定日による請求を希望される場合に記入してください。

2.現在（請求日頃）の状況

- ・事後重症による請求を希望される場合に記入してください。
- ・障害認定日による請求を希望される場合で、障害認定日と請求日が1年以上離れている場合は、

「1.障害認定日（昭和・平成・令和
年 月 日）頃の状況」
「2.現在（請求日頃）の状況」
の両方を記入してください。

○日常生活について

日常生活において本人がどのくらいの不自由を感じているかを記入してください。
主治医に確認する必要はありません。

1. 障害認定日頃の状況 1. 障害認定日（昭和・平成・令和 年 月 日）頃の状況	
2. 現在（請求日頃）の状況 2. 現在（請求日頃）の状況	
3. 日常生活について 日常生活において本人がどのくらいの不自由を感じているかを記入してください。 主治医に確認する必要はありません。	
4. 職種 仕事の内容を具体的に記入してください。 (例) 飲食店で接客業務 工事現場で交通誘導員 派遣先でデータ入力業務	
5. 就労していない（いなかつた）場合 休職中だった場合にも理由を記入してください。	
6. 申立者 • 請求者の現住所、氏名、電話番号を記入してください。 • 代筆者が作成した場合は、代筆者の氏名、電話番号、請求者からみた統柄を記入してください。	

初診日の確認のために提出する書類（2）

受診状況等証明書 主治医等が記入

年金等の請求用	
障害年金等の請求を行うとき、その障害の原因又は誘因となった傷病で初めて受診した医療機関の初診日を明らかにすることが必要です。そのため使用する証明書です。	
受 診 状 況 等 証 明 書	
① 氏 名	<hr/>
② 傷 病 名	<hr/>
③ 発 病 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
④ 傷病の原因又は誘因	<hr/>
⑤ 発病から初診までの経過	<p>前医からの紹介状はありますか。⇒ 有 無 (有の場合コピーコピーの添付をお願いします。)</p> <hr/> <hr/> <hr/>
<small>診療履歴に前医受診の記載がある場合 右の該当する番号に○印をつけてください</small>	
<small>1 初診時の診療録より記載したもの 2 昭和・平成・令和 年 月 日の診療録より記載したもの</small>	
⑥ 初 診 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
⑦ 終 診 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日
⑧ 終診時の転帰（治癒・転医・中止）	<hr/>
⑨ 初診から終診までの治療内容及び経過の概要	<hr/> <hr/> <hr/>
⑩ 次の該当する番号（1～4）に○印をつけてください。	
<small>複数に○をついた場合は、それぞれに基づく記載内容の範囲がわかるように各自に記載してください。</small>	
<small>上記の記載は 1 診療録より記載したものです。 2 受診受付簿、入院記録より記載したものです。 3 その他（ ）より記載したものです。 4 昭和・平成・令和 年 月 日の本人の申し立てによるものです。</small>	
⑪ 令和 年 月 日	
医療機関名	診療担当科名
所 在 地	医師氏名
(提出先) 日本年金機構	
(裏面もご覧ください。)	

障害年金に該当する状態

障害年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度（障害等級1～3級）が定められています。

※ 身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態です。身のまわりのことはからうじてできるものの、それ以上の活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅介護を必要とし、活動の範囲がベッドの周辺に限られるような方が、1級に相当します。

障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくとも、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害です。例えば、家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない方（または行うことを制限されている方）、入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られるような方が2級に相当します。

障害の程度3級

労働が著しい制限を受ける、または、労働に著しい制限を加えることを必要とするような状態です。日常生活にはほとんど支障はないが、労働については制限がある方が3級に相当します。

障害等級表（国民年金・厚生年金）

障害の程度 1級	障害の程度 2級
<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>5. 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの</p> <p>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>11. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>	<p>1. 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ180度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</p> <p>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. そしゃくの機能を欠くもの</p> <p>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>9. 一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>10. 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>11. 両下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</p> <p>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

※ 身体障害者手帳・療育手帳の等級とは異なります

障害等級表（厚生年金のみ）

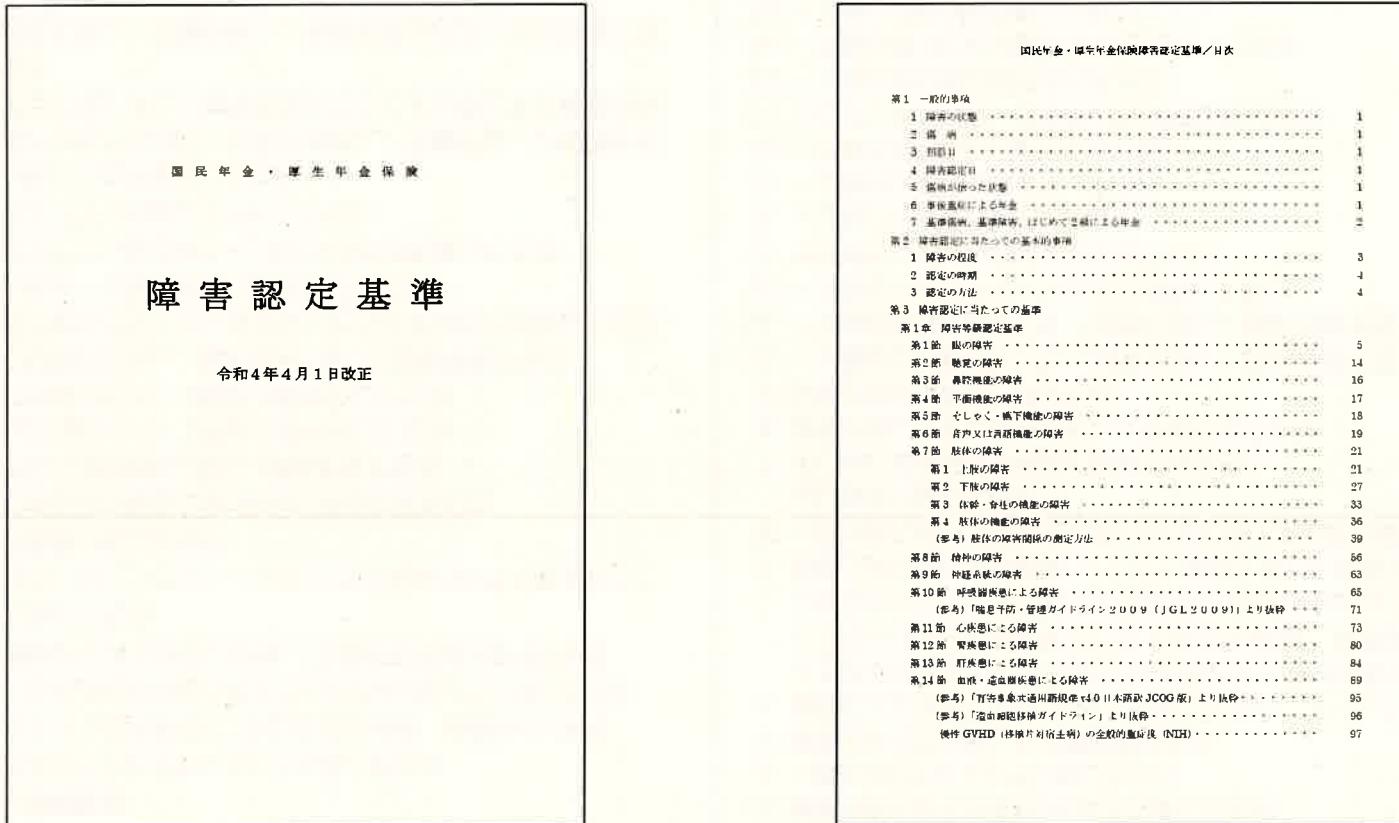
障害の程度 3級（厚生年金保険のみ）

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
 - 八 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱(せきちゅう)の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
10. 一下肢をリストラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾(し)の用を廃したもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

障害の程度 障害手当金（厚生年金保険のみ）

1. 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
2. 一眼の視力が0.1以下に減じたもの
3. 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
4. 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
5. 両眼の調節機能及び輻輳(ふくそう)機能に著しい障害を残すもの
6. 一耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
7. そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
8. 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
9. 脊柱の機能に障害を残すもの
10. 一上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
11. 一下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
12. 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの
13. 長管状骨に著しい転位変形を残すもの
14. 一上肢の2指以上を失ったもの
15. 一上肢のひとさし指を失ったもの
16. 一上肢の3指以上の用を廃したもの
17. ひとさし指を併せ一上肢の2指の用を廃したもの
18. 一上肢のおや指の用を廃したもの
19. 一下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの
20. 一下肢の5趾の用を廃したもの
21. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
22. 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

障害等級認定基準



「障害認定基準」については…



でご確認いただくことができます

障害認定日とは

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から**1年6ヶ月**をすぎた日、

または1年6ヶ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

初診日から**1年6ヶ月経過日より20歳到達が後の場合、障害認定日は20歳到達日（20歳の誕生日の前日）**となります。

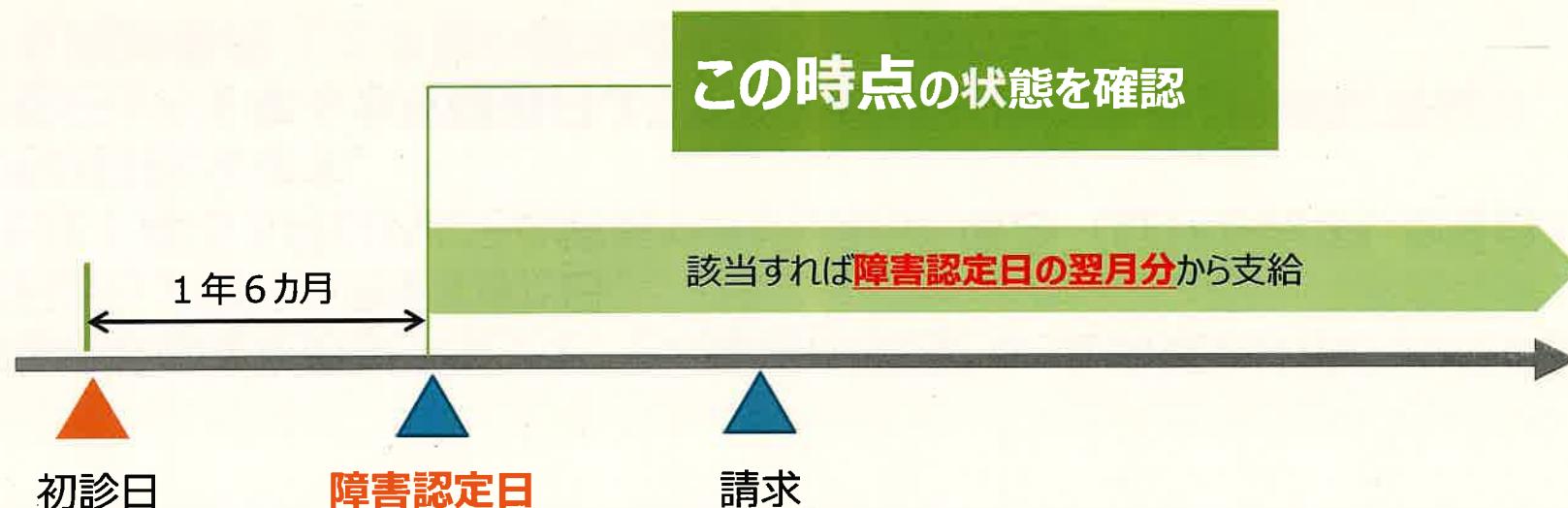
(例) 平成15年7月5日生まれのケース



障害認定日による請求

障害認定日に障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。

このことを「**障害認定日による請求**」といいます。

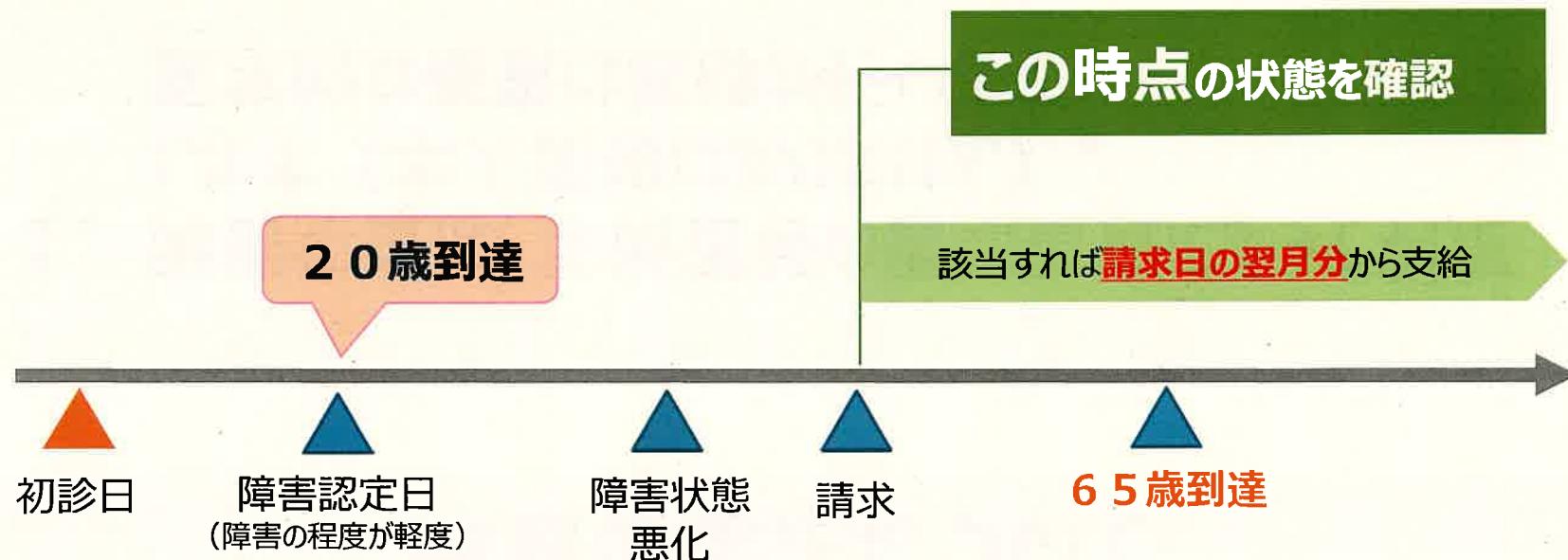


事後重症による請求

障害認定日に障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化したときは、65歳到達の前日（65歳の誕生日の前々日）までに請求することで請求日現在の障害状態を確認することとなります。

このことを「**事後重症による請求**」といいます。

受給要件を満たし障害状態が障害等級に該当すれば、請求日の時点で受給権が発生することになります。（受給権発生の翌月分から支給）



障害の認定について

1. 障害年金は、診断書等の書類審査によって判定します（本人面接はありません）。
医学的な審査は医師が行います。
2. 療育手帳や精神保健福祉手帳の取得者が、
障害年金に該当するとは限りません。
3. 一般就労していることのみをもって、障害年金の
審査が不利になることはありません。

障害等級認定基準（併合判定参考表）

障害の程度	番号	区分	障害の状態
1級	1号	1	両眼が失明したもの
			両耳の平均純音聴力レベル値が 100 デシベル以上のもの
			両上肢を肘関節以上で欠くもの
			両上肢の用を全く廃したもの
			両下肢を膝関節以上で欠くもの
			両下肢の用を全く廃したもの
			体幹の機能に歩くことができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
			精神の障害で日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
			視力の良い方の眼の視力が 0.03 以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が 0.04 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
			両上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
			両上肢の全ての指の用を全く廃したもの
			両下肢を足関節以上で欠くもの
2級	2号	1	視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
			平衡機能に著しい障害を有するもの
			そしゃくの機能を欠くもの
			音声又は言語の機能に著しい障害を有するもの
			両上肢の全ての指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くもの
			体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

2級	3号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの
			両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 30% 以下のもの
			両上肢の全ての指の用を廃したもの
			両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
			両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
			両下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
3級	4号	1	一上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
			一上肢の用を全く廃したもの
			一上肢の全ての指の用を全く廃したもの
			両下肢の 10 隻を中足趾節間関節以上で欠くもの
			一下肢の用を全く廃したもの
			一下肢を足関節以上で欠くもの
			身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
			精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
4級	5号	1	一眼の視力が 0.02 以下、かつ、他眼の視力が 0.1 以下のもの
			両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上のもの
			両耳の平均純音聴力レベル値が 50 デシベル以上 80 デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が 30% 以下のもの
		2	視力の良い方の眼の視力が 0.1 以下のもの
			ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
			そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
			脊柱の機能に著しい障害を残すもの
			一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
			一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
			両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
			一上肢の 5 指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くものの
		3	一上肢の全ての指の用を廃したもの
			一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が 0 のもの

障害等級認定基準（併合判定参考表）

3級 障害手当金一治らないもの	8号	1 両耳の平均純音聴力レベル値が 70 デシベル以上のもの
		2 両耳の平均純音聴力レベル値が 50 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 50%以下のもの
		3 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
		4 一上肢のおや指及びひとさし指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの、又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の 3 指を近位指節間関節(おや指にあっては指節間関節)以上で欠くもの
		5 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指の用を廃したもの
		6 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの
		7 両下肢の 10 趾の用を廃したもの
		8 身体の機能に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		9 精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
		10 一眼の視力が 0.02 以下のもの
		11 脊柱の機能に障害を残すもの
		12 一上肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
		13 一下肢の 3 大関節のうち、1 関節の用を廃したもの
		14 一下肢が 5 センチメートル以上短縮したもの
		15 一上肢に偽関節を残すもの
		16 一下肢に偽関節を残すもの
		17 一上肢のおや指を指節間関節で欠き、かつ、ひとさし指以外の 1 指を近位指節間関節以上で欠くもの
		18 一上肢のおや指及びひとさし指の用を廃したものの
		19 おや指又はひとさし指を併せ一上肢の 3 指以上の用を廃したもの
		20 一下肢の 5 趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		21 精神又は神経系統に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

3級 障害手当金一治らぬるもの	9号	1 視力の良い方の眼の視力が 0.6 以下のもの
		2 一眼の視力が 0.06 以下のもの
		3 向眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4 両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼瞬放視認点数が 100 点以下のもの若しくは両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
		5 一耳の平均純音聴力レベル値が 60 デシベル以上のもの
		6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
		7 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
		8 一上肢のおや指を指節間関節以上で欠くもの
		9 一上肢のおや指の用を全く廃したもの
		10 ひとさし指を併せ一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの
		11 おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指を近位指節間関節以上で欠くもの
		12 一上肢のおや指を併せ 2 指の用を廃したもの
		13 一下肢の第 1 趾を併せ 2 以上の趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		14 一下肢の 5 趾の用を廃したもの
		15 一眼の視力が 0.1 以下のもの
		16 両眼の調整機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの
		17 一耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上のもの
		18 そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの
		19 一上肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの
		20 一下肢の 3 大関節のうち、1 関節に著しい機能障害を残すもの
		21 一下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの
		22 長管状骨に著しい軸位変形を残すもの
		23 一上肢のひとさし指を近位指節間関節以上で欠くもの
		24 おや指及びひとさし指以外の一上肢の 2 指を近位指節間関節以上で欠くもの
		25 一上肢のおや指の用を廃したもの
		26 ひとさし指を併せ一上肢の 2 指の用を廃したもの
		27 おや指及びひとさし指以外の一上肢の 3 指の用を廃したもの
		28 一下肢の第 1 趾又は他の 4 趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		29 身体の機能に労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの

障害等級認定基準（併合判定参考表）

11 号	1	両眼の調節機能又は運動機能に著しい障害を残すもの
	2	両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
	4	一耳の平均純音聴力レベル値が70デシベル以上のもの
	5	一上肢のなか指又はくすり指を近位指節間関節以上で欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の用を廃したもの
	7	おや指及びひとさし指以外の一上肢の2指の用を廃したもの
	8	第1趾を併せ一下肢の2趾以上の用を廃したもの
12 号	1	一眼の調節機能に著しい障害を残すもの
	2	一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
	3	一上肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	4	一下肢の3大関節のうち、1関節に機能障害を残すもの
	5	長管状骨に奇形を残すもの
	6	一上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの
	7	一下肢の第1趾又は他の4趾の用を廃したもの
	8	一下肢の第2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	9	第2趾を併せ一下肢の2趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	10	一下肢の第3趾以下の3趾を中足趾節関節以上で欠くもの
	11	局部に頑固な神経症状を残すもの
13 号	1	一眼の視力が0.6以下のもの
	2	一眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
	3	両眼のまぶたの一部に欠損を残すもの
	4	一上肢の小指を近位指節間関節以上で欠くもの
	5	一上肢のおや指の指骨の一部を欠くもの
	6	一上肢のひとさし指の指骨の一部を欠くもの
	7	一上肢のひとさし指の遠位指節間関節の屈伸が不能になったもの
	8	一下肢を1センチメートル以上短縮したもの
	9	一下肢の第3趾以下の1又は2趾を中足趾節関節以上で欠くものの
	10	一下肢の第2趾の用を廃したもの
	11	第2趾を併せ一下肢の2趾の用を廃したもの
	12	一下肢の第3趾以下の3趾の用を廃したもの

保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要です。

例1：3分の2要件（原則）

令和3年															令和4年								
5月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9月							
納付	納付	納付	納付	未納	未納	未納	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納							
納付済期間(4ヶ月)	未納期間(3ヶ月)	免除期間(3ヶ月)	納付済期間(5ヶ月)												被保険者期間(15ヶ月)								

＜解説＞

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2ヶ月前（令和4年7月）までの15ヶ月です。このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12ヶ月です。上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（10ヶ月以上）あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

初診日が令和8年3月末までにあるときは、次のすべての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとされています。

- 初診日において65歳未満であること。
- 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

例2：直近1年要件（特例）

令和3年												令和4年											
1月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9月			
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納		

← 直近1年間の期間
→保険料の未納期間がない

<解説>

初診日がある月の2カ月前までの直近1年間（令和3年8月から令和4年7月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

※初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所などにご相談ください。

N

障害年金の請求

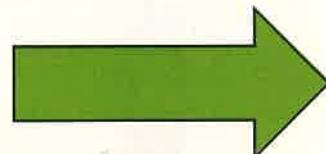


請求書の提出先

1 障害基礎年金

20歳前に初診日がある方

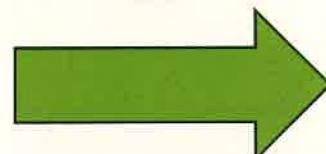
国民年金加入中に初診日がある方など



お近くの年金事務所
お住まいの市（区）役所または
町村役場

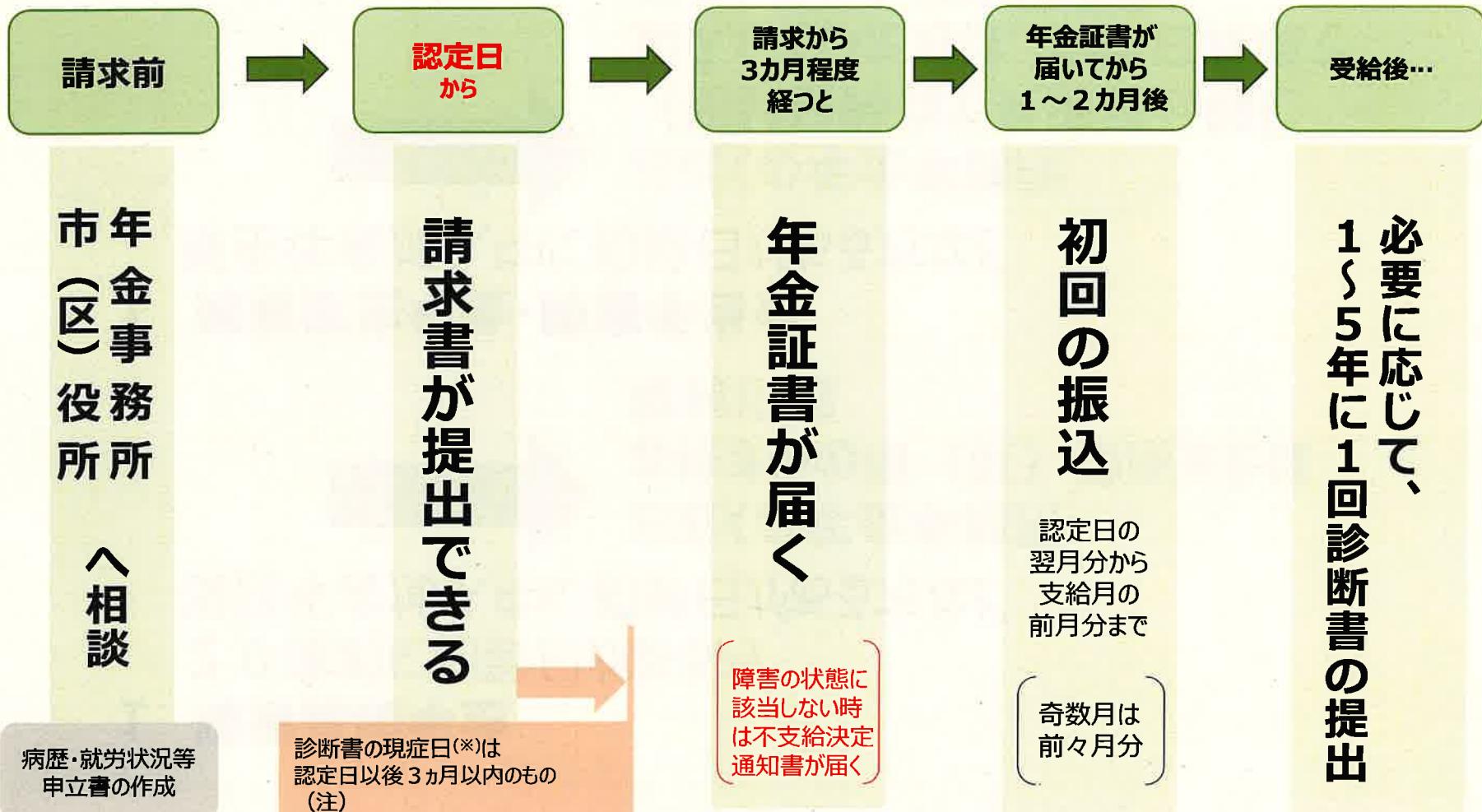
1 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金加入中に初診日がある方など



お近くの年金事務所
(初診日時点で共済組合等に
加入していた方は、初診日時点で
加入していた共済組合等)

障害年金の手続きの流れ（障害認定日で請求する場合）



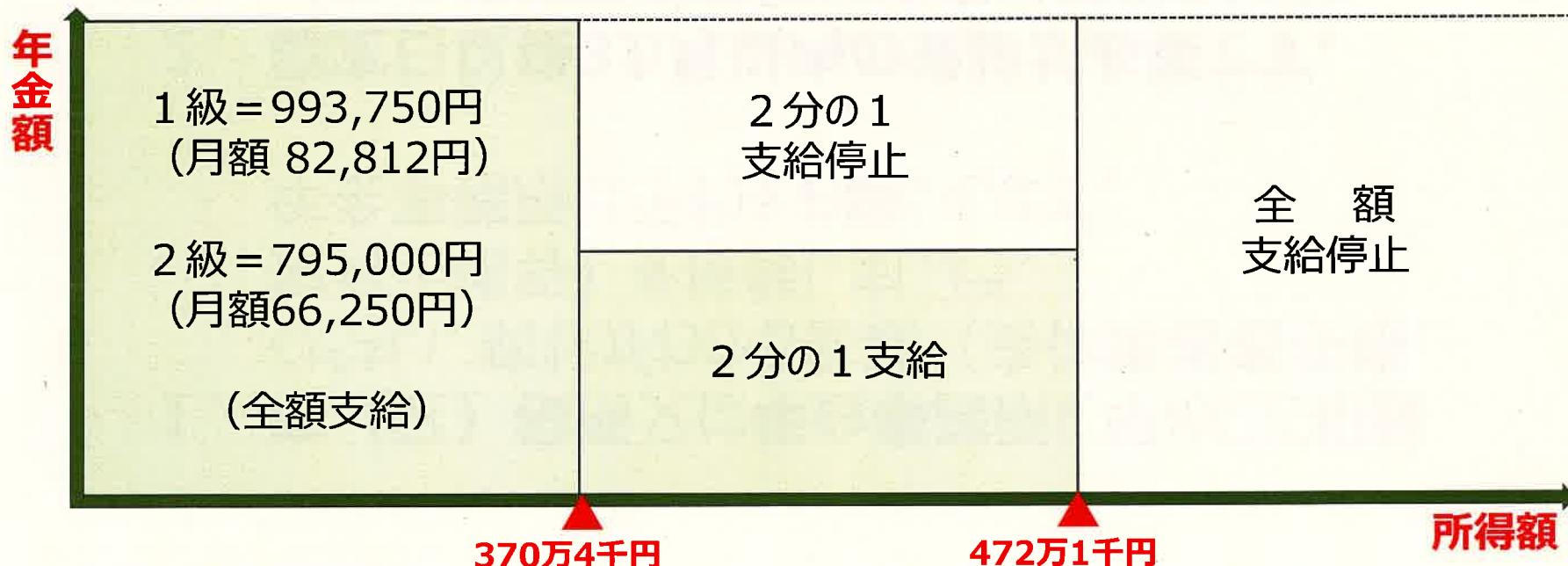
（※）現症日とは、診断書に書かれた状態が、いつの時点なのかを示すものです。

（注）20歳前に初診日がある傷病による請求
20歳到達前に初診日がある傷病で障害の状態になった者が、20歳到達日時点で障害の状態にある場合は、20歳到達日時点で障害基礎年金の請求ができます。ただし、障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日。

【障害基礎年金】所得制限（20歳前のみ）

1 所得制限

- 20歳前の病気やけがを原因とする障害基礎年金は、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられています。
- 所得額が370万4千円（1人世帯・扶養親族なし）を超える場合には年金額の2分の1相当額を、472万1千円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられています。



2 その他の支給停止

- 日本国に住所を有しない期間や刑務所等の矯正施設へ入所されている期間は、その間支給停止となります。

障害年金請求にあたって

1. 市（区）役所又は**年金事務所**に早めにご相談ください。病状がわかる書類（身体障害者手帳、療育手帳等）を持参しましょう。
年金事務所は予約をお願いします。
2. 認定日以後3ヶ月以内の受診が必要です。
(20歳前障害基礎は認定日前後3ヶ月)
3. 必要書類を確認してから手続きをお願いします。
4. 実際の決定までお時間がかかります。



よくある相談事例

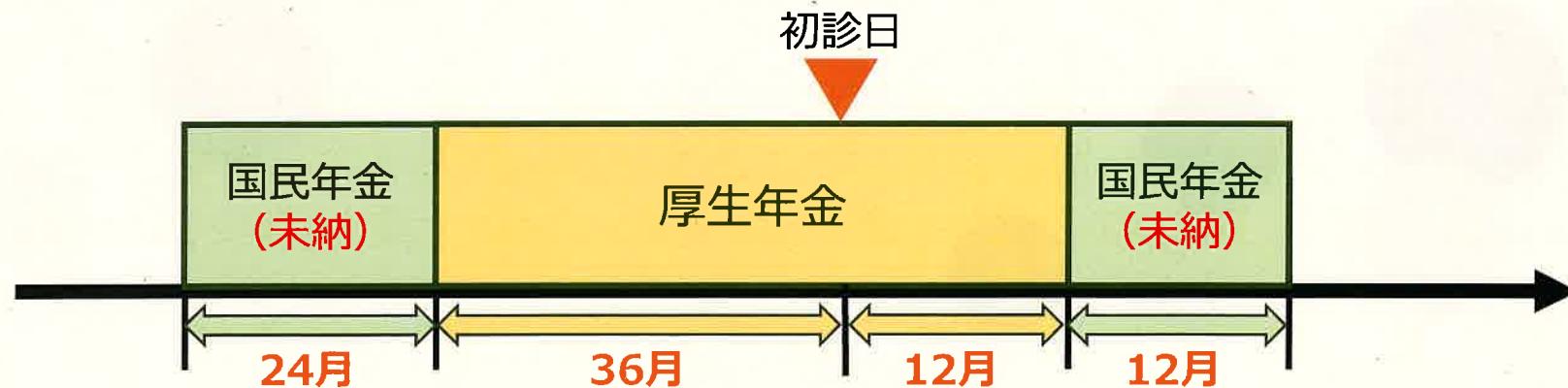
相談事例① 国民年金の未納があるケース

【事例】

私（Aさん）は、仕事（社会保険加入）を始めて3年目にストレスから「うつ病」を発症し、受診しました。その後、1年間は仕事を続けながら療養しましたが、症状がよくならず就労が困難となつたことから会社を退職しました。

私は、退職後及び就職するまでの国民年金加入期間中の保険料を支払っていなかったのですが、保険料の納付要件は満たしているでしょうか？

【Aさんの年金加入状況】



相談事例① 国民年金の未納があるケース

【回答】

Aさんは、納付要件を満たしています。初診日がある月の前々月までの厚生年金保険の被保険者期間が、全ての被保険者期間の3分の2未満であり、3分の2要件は満たしていませんが、初診日がある月の前々月までの**直近1年間に保険料の未納期間がない**ことから、納付要件を満たしています。

【Aさんの年金加入状況】



【3分の2要件の計算】

$$\frac{\text{厚生年金} + \text{納付} + \text{免除}}{\text{全被保険者期間}} = \frac{34\text{月} + 0\text{月} + 0\text{月}}{(24\text{月} + 34\text{月})} < \frac{2}{3} \rightarrow \times \text{3分の2要件は満たしていません}$$

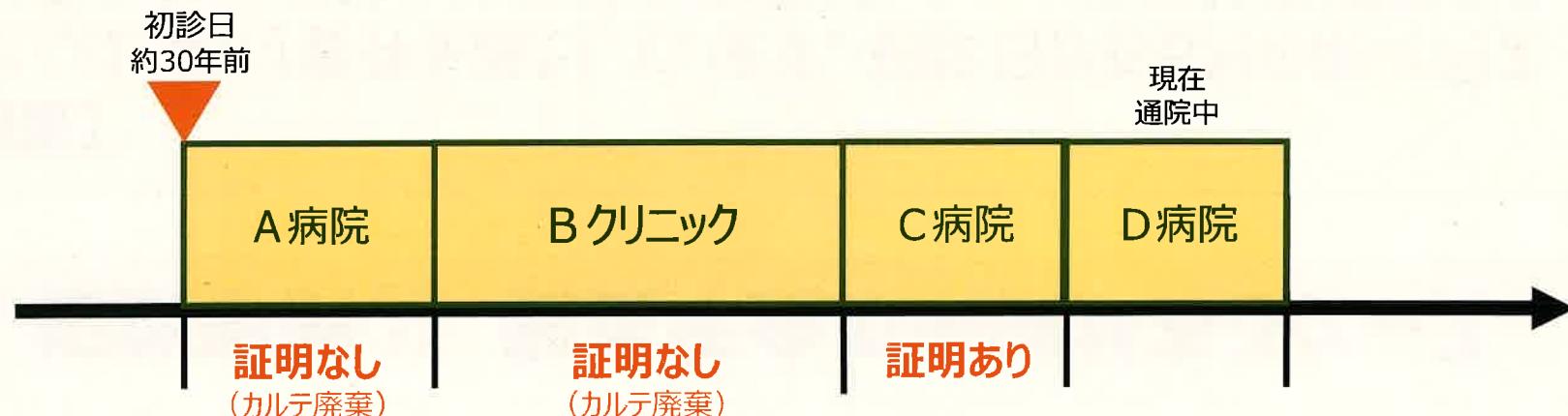
相談事例② 初診から長期間経過しているケース

【事例】

私（Bさん）は、現在60歳で30代から「関節リウマチ」を患っています。「関節リウマチ」の初診日には、国民年金に加入していたので、障害基礎年金を請求しようとしたところ、当時受診していた医療機関よりカルテが廃棄されているため、初診日を証明することができないと言わってしまいました。

医療機関が初診日を証明してくれないと障害年金は認められないのでしょうか？

【Bさんの受診状況】



相談事例② 初診から長期間経過しているケース

【回答】

障害年金を請求する病気で初めて受診した医療機関の証明書類が添付できなかったとしても、初診日を確認できる場合があります。例えば、2番目以降に受診した医療機関の証明書類から、最初の受診医療機関及び発病・初診日が確認できる場合があります。さらに詳しくは年金事務所をご案内ください。

【初診日を確認する参考資料の例】

- ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ②身体障害者手帳等の申請時の診断書
- ③生命保険、損害保険、労災保険の給付申請時の診断書
- ④交通事故証明書
- ⑤労災の事故証明書
- ⑥事業所の健康診断の記録
- ⑦インフォームド・コンセントによる医療情報サマリー
 - ・傷病の発生からの治療の経過や症状の経過等が確認できるため、初診日を特定する資料となる。
 - ・「サマリー」とは、入院・外来通院患者の診療経過・治療経過を、診療開始より現在まで時系列に集約し、現疾患の病状把握のために作成されるカルテの要約をいう。
- ⑧健康保険の給付記録（健康保険組合や健康保険協会等）
- ⑨次の受診医療機関への紹介状
- ⑩電子カルテ等の記録（氏名、日付、傷病名、診療科等が確認されたもの）
- ⑪お薬手帳、糖尿病手帳、領収書、診察券（可能な限り診察日や診療科が分かるもの）

相談事例③ 他の年金を受け取るケース

【事例】

私（Cさん）は、現在65歳で障害基礎年金を受け取っています。これまで障害基礎年金を受け取りながら、働いて厚生年金に加入していました。

65歳になって、老齢年金を請求しようと思っているのですが、障害基礎年金と老齢年金は一緒に受けれますか？

併せて受け取れる？
どちらかを選択？

障害基礎年金



老齢厚生年金

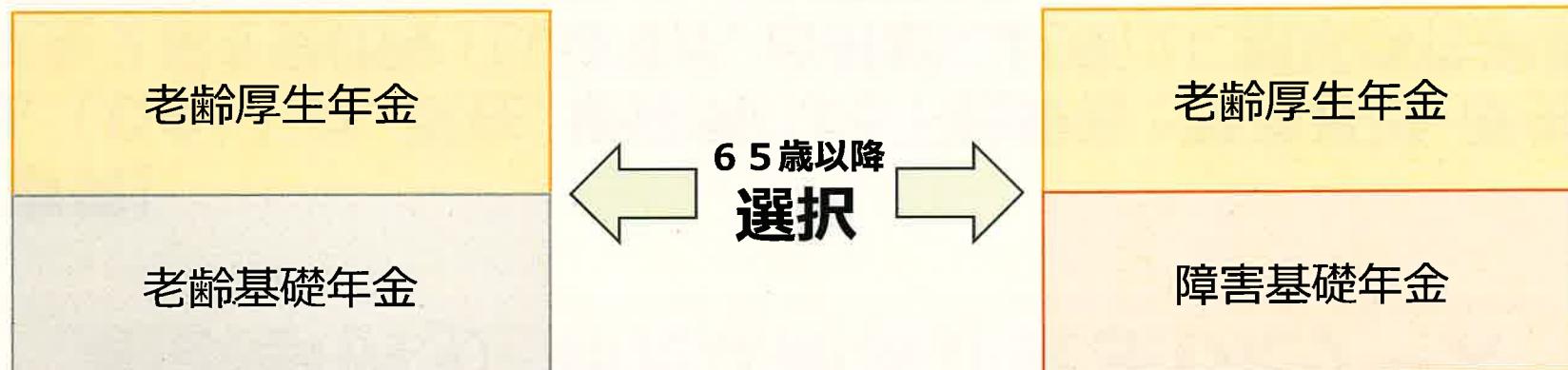
老齢基礎年金

相談事例③ 他の年金を受け取るケース

【回答】

65歳以後に老齢年金を受けられるようになったときは、障害基礎年金と老齢厚生年金は併せて受け取ることができます。

具体的には、次のいずれかの組み合わせを選択することになります。**いずれの選択も働いて厚生年金をかけていた期間について、老齢厚生年金として受け取ることができます。**



相談事例④ 新たな障害が発生したケース

【事例】

私（Dさん）は、現在、糖尿病による下肢障害で障害基礎・厚生年金2級を受け取っていますが、合併症により新たに糖尿病性網膜症による視力障害となりました（3級相当）。この場合、障害年金を2つ受け取ることはできますか？

併せて受け取れる？

障害厚生年金
下肢障害
(2級相当)



障害厚生年金
視力障害
(3級相当)

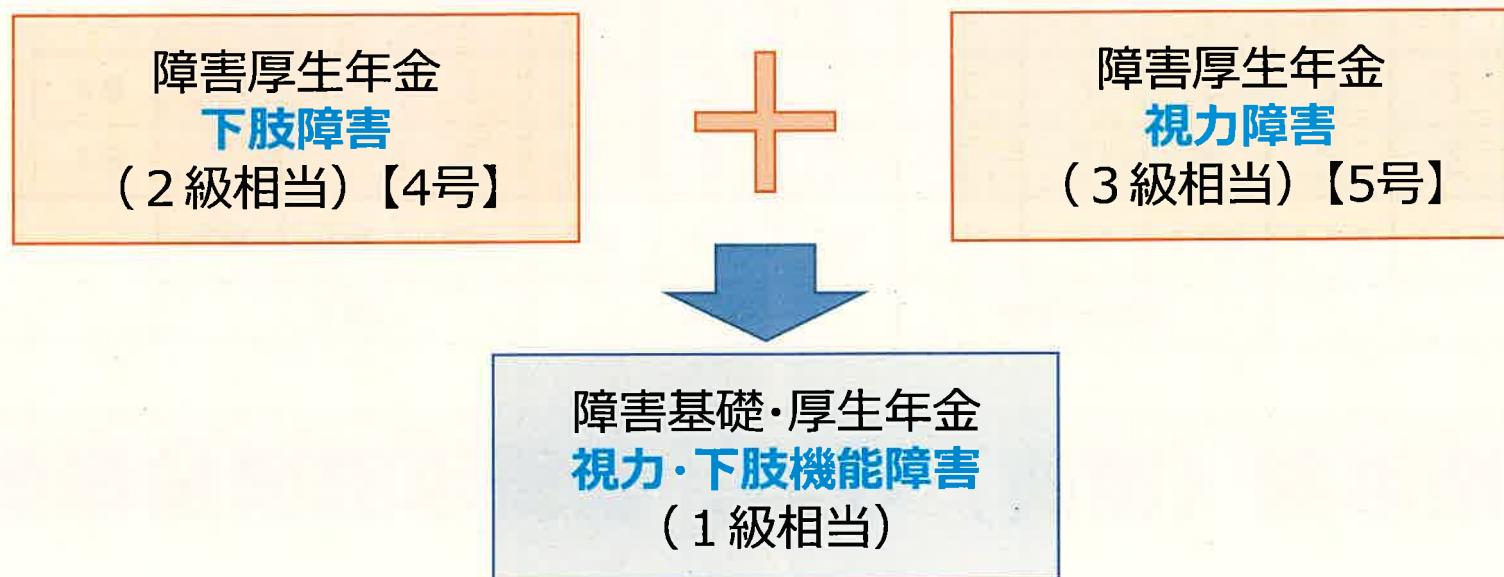
相談事例④ 新たな障害が発生したケース

【回答】

障害年金は1つしか受けすることはできません。

障害年金を受けている方に、同一の病気やけがで新たな障害が発生したときは、後の障害を併せて新たに障害の程度を認定し、1つの年金として支払われます。

お近くの年金事務所または街角の年金相談センターでご相談いただき、障害年金の改定請求の手続きを行ってください。



障害等級認定基準（併合（加重）認定表）

		2級			3級			障害手当金						
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	
2級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4	
3級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5	
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6	
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7	
障 害 手 当	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8	
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9	
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10	
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12	
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12	

障害等級認定基準（併合（加重）認定表）

【一下肢の障害】2級 4号—6

2 級	4 号	1	両耳の平均純音聴力レベル値が 90 デシベル以上のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が 30%以下のもの
		3	両上肢の全ての指の用を廃したもの
		4	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		5	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の用を全く廃したもの
		6	両下肢をリストラン関節以上で欠くもの
		1	一上肢の全ての指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		2	一上肢の用を全く廃したもの
		3	一上肢の全ての指の用を全く廃したもの
		4	両下肢の 10 趾を中足趾節関節以上で欠くもの
		5	一下肢の用を全く廃したもの
		6	一下肢を足関節以上で欠くもの
		7	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		8	精神の障害で日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

【両眼の障害】3級 5号—1

3 級	5 号	1	一眼の視力が 0.02 以下、かつ、他眼の視力が 0.1 以下のもの
		2	両耳の平均純音聴力レベル値が 80 デシベル以上のもの
		3	両耳の平均純音聴力レベル値が 50 デシベル以上 80 デシベル未満で、かつ、最良語音明瞭度が 30%以下のもの
		1	視力の良い方の眼の視力が 0.1 以下のもの
		2	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下のもの、又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下のもの
		3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
		4	脊柱の機能に著しい障害を残すもの
		5	一上肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
		6	一下肢の 3 大関節のうち、2 関節の用を廃したもの
		7	両上肢のおや指を基部から欠き、有効長が 0 のもの
		8	一上肢の 5 指又はおや指及びひとさし指を併せ一上肢の 4 指を近位指節間関節（おや指にあっては指節間関節）以上で欠くものの
		9	一上肢の全ての指の用を廃したもの
		10	一上肢のおや指及びひとさし指を基部から欠き、有効長が 0 のもの

障害等級認定基準（併合（加重）認定表）

		2級			3級			障害手当金						
		2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	
2級	2号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	3号	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	
	4号	1	1	1	1	2	2	4	4	4	4	4	4	
3級	5号	1	1	1	3	4	4	5	5	5	5	5	5	
	6号	2	2	2	4	4	4	6	6	6	6	6	6	
	7号	2	2	2	4	4	6	7	7	7	7	7	7	
障害手当金	8号	2	2	4	5	6	7	7	7	7	8	8	8	
	9号	2	2	4	5	6	7	7	7	8	9	9	9	
	10号	2	2	4	5	6	7	7	8	9	10	10	10	
	11号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	
	12号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	11	12	
	13号	2	2	4	5	6	7	8	9	10	10	12	12	

※『2級4号』と『3級5号』の併合により【併合番号1号】1級の障害厚生年金に該当する。

併合番号	障害の程度
1号	1級
2・3・4号	2級
5・6・7号	3級
8・9・10号	障害手当金
11・12号	不該当